



戸田への「議員クビ切り攻撃」粉碎！ 最高裁への上告内容をお知らせします！

これまでの経緯

- 05年12月、不当逮捕・投獄起訴。
政治資金規正法違反を口実に、
実態は連帯労組弾圧の第3弾。
- ◆06年3月、保釈。(獄中3ヶ月)
- 8/24 大阪地裁判決。「議員即刻
クビ・選挙禁止2年・罰金等560
万円」の権力追従不当判決。
- ☆10/28、戸田支援の門真市民集会
- ☆07年2月、議員クビ切り反対の
全国署名3000筆を高裁へ提出。
- 2/28 大阪高裁、1回で審理終了！
- ☆4/22 市議選で連続トップ当選！
得票率連続6%超は市史上初！
- 4/25 大阪高裁、不当に控訴棄却。
高裁判決の内容は地裁と同じ
- ◆5月、最高裁に上告し、議員継続。

9/28 上告趣意書の構成

- 第1 原判決の概要
- 第2 上告理由
 - 原判決の憲法解釈の誤り
 - 1、原判決の憲法解釈の概要
 - 2、被告人戸田に関する憲法上の権利
 - 3、本件事案の概要
 - 4、政治資金規正法の沿革
 - 5、政治資金の制限と制裁についての
立法趣旨
 - 6、政治資金規正法の立法の必要性和
合理性
 - 7、政治資金規正法の適用違憲
- 第3 上告理由
 - 原判決の事実誤認及び法令
解釈の誤り(量刑不当)、



9/28趣意書提出を皮切りに最高裁闘争が始まりました

最高裁では、憲法違反が高裁判決文にあるかどうかだけが争点とされ、書面審査のみで、ある日突然判決が郵送されるのがほとんどなので、今後の「裁判闘争」としては、最高裁がしっかり審理するよう書面を補強追加しつつ、世論への訴えを継続することだろうと思います。(判決は1年後あたりか?)

起訴されてしまったら無罪率が0.1%しかない(!)という異様な日本の司法の中での闘いですが、少なくとも議員クビ切り処分は憲法違反の量刑として崩せるはず! 今後も市民のための議員として頑張りますからよろしく!

=上告趣意書について、弁護士の説明=

本件では、政治資金規正法第21条、第22条の2、第26条、第28条が戸田議員に適用される限度で憲法に違反することを上告趣意書で主張しました。戸田議員は断じて無罪です。その理由を一言で言うと、

- ① 戸田議員は、政党中心の選挙である比例代表が導入されていない地方議会議員選挙に立候補し、当選した市議会議員であること、
- ② 戸田議員は、政党に所属しないため、政党交付金の政党による配分を1円も受け取らない無所属の立場にあること、
- ③ もし、給料ではなく、寄付を受け取ったものだとしても、自分が執行委員長を務める労働組合の下部組織にあたる組合から、法律上労働組合が政党等に対して行うことが認められている年間750万円を越えない金額を受け取ったこと、

という3つの事実からすれば、本件のような事実に適用される限りで、政治資金規正法は憲法に違反するというものです。

政治資金規正法は、1994年に大きな改正を受けましたが、それはいわゆる政治改革の一環として、政党の助成金、衆議院への比例代表制の導入と相まって、政党中心の選挙で政党を通して政治資金の流れを規制しようとするものでした。

その時点で戸田議員のような無所属の地方議員の政治活動が不当に規制されることについて、全く手当がなされていません。

上告趣意書は、国会の本会議および委員会の記録を精査したうえで、特に提案者のひとりであった自民党の額賀議員の、「中央では国費の助成を受けておりながら、地方は政治活動の財政基盤はどうなるかにつきまして何ら言及されていないということで、大変心配しております。」等の発言を引用したうえで、

- ・立法過程において、政治資金規正の対象を無所属の市議会議員にまで広げる必要があるかについて、立法の必要性が正当化されていない点、更に、
- ・市議会議員という地位を剥奪される「公民権停止」という方法によらず、政治資金規正という目的を達する手段があったのではないか、という点については全く論じられてもいない、という点を強調しました。

遠藤 比呂通 (えんどう ひろみち) 弁護士：1960年生まれ。東北大学法学部助教で専攻は憲法学。偶然訪れた釜ヶ崎で衝撃の体験をし1996年退職後、大阪で弁護士に。日本の最底辺から憲法を考え、被差別部落の人びと、ホームレス、在日韓国・朝鮮人、元ハンセン病患者、一貫してマイノリティーの救済に取り組む。大阪市の日雇い労働者への住民票削除問題で労働者に味方して裁判をしている人権派弁護士としても有名。

戸田への高裁判決はここが不当！弁護士の解説



判決内容：戸田（及び戸田の政治団体）に対して

- 1: 公民権停止2年…議員即刻クビで、2年間は選挙に出れず投票もできない
2: 罰金計 110 万円 3: 追徴金計 450 万円

二審判決は、検察官の主張をそのままなぞった一審判決を、おおむねそのまま繰り返していますが、2点にわたって、一審判決よりさらに無理な判断をしています。

第1は、収支報告書の虚偽記入の点です。

実際の経過としては、事務員のMさんが彼女自身の判断で、収支報告書から90万円の寄附を外しました。戸田さんは、この寄附のことを、多忙の中で完全に忘れてしまっていて、彼女の作ったまま収支報告書を提出したのです。

実際の経過がこのようなものだったことは、証拠上、間違いがないので、一審判決は戸田さんを有罪にするために、「被告人戸田が被告人組合による寄附を失念していたとしても、それは正確に収支報告をしようとの意思がなかったことの結果というべきであり、被告人戸田に虚偽記入の概括的故意があったことは優に推認できる」と言いました。

「概括的故意」というのは、例えば、人混みに向かって爆弾を投げるような場合に使います。

多数の死傷者が出るのはわかっているから、死ぬのは誰かという具体的な認識がなくても殺人の故意は成立する、それを概括的故意というのです。一審判決は、戸田さんを有罪にするのに、概括的故意などという、苦しい言い訳をするしかなかったわけです。しかし、収支報告書の虚偽記入は、人混みに向かって爆弾を投げるのとは違います。「具体的な特定の記入について嘘を書いた」という認識がない限り虚偽記入罪は成立しません。

二審では、虚偽記入罪について概括的故意による有罪などありえないと言うことを力を入れて主張しました。

それに対する二審の判断は、戸田さんはわかって虚偽記入をしたから、概括的故意など持ち出すまでない、というものでした。

一審は、戸田さんが忘れていたというのは否定できないから、それを前提に、概括的故意という無理なこじつけをしました。それを被告人に批判されると、今度は、二審は、前提の事実、つまり戸田さんは忘れていた
というところをねじ曲げてしまったわけです。もちろん、二審で何か新しい証拠が出てきたわけではないのに。

さらに、一審判決のように、虚偽記入罪で概括的故意を認めた有罪だと、法令解釈に関する重要な誤りとして上告理由にできるのですが、二審判決のように、証拠を全く無視して「戸田さんはわかってやった」、と言われてしまうと、単なる事実誤認になってしまって、上告理由にするのは難しいのです。

第2は、労働組合の政治活動の自由をどう考えるか、という点です。

本件では、労働組合員の個々人からの寄附でしたから、一審では、組合からの寄附ではなくて、組合員からの寄附だという主張だけをして、労働組合からの寄附だったらどうなるか、という主張はしませんでした。しかし、一審判決は、我々の主張を認めませんでした。

そのため、二審では、新たに、仮に寄附が労働組合からのものだったとしても、政治資金規正法で労働組合からの寄附を禁止していること、それ自体が憲法違反だ、という主張をしたのです。

これに対する二審の判断は、労働組合の政治的自由というのは憲法上当然に認められているわけではない、法律で制限するのは構わない、というものでした。

しかし、政治献金も、政治活動の自由の一内容だと考えれば、労働組合の政治活動を
そう簡単に、制限できるものではないはずで

労働組合による政治献金をどう考えるかという点は、アメリカでは、連邦最高裁でつい
最近まで熾烈に争われていました（最終的には規制を認めたのですか）。

労働組合の政治献金に対する規制の合憲性について、日本の裁判所が正面切って言及したのは、
今回が初めてのはずです。

以上の通り二審判決は、一審判決からさらに踏み込んだ、非常に大きな問題をはらんだ判決です。



門真市議戸田ひさよし 事務所：門真市新橋町12-18-207
HPあり！ 電話：06-6907-7727 FAX：06-6907-7730